

令和5年度狭山市社会福祉審議会 第3回臨時会会議録

開催日時 令和6年1月23日(火)
午後2時30分から午後4時30分まで

開催場所 狭山市立教育センター 大研修室

出席者 13名
朝賀委員、井村委員、大野委員、小野委員、諏訪委員、高橋委員、
中澤委員、中野委員、日比委員、細井委員、堀委員、宮本委員、
矢吹委員

欠席者 成瀬委員、寶積委員

事務局 11名
五十嵐健康推進部長、吉村健康推進部次長(介護保険課長兼務)、小池健
康づくり支援課長、木村保健センター保健指導担当課長、湯浅福祉部高
齢者支援課長、吉里介護保険課認定担当主幹、吉澤介護保険課管理・保
険料担当主幹、川島介護保険課介護事業担当主幹、西願同担当主査、勝
呂同担当主査、長壁同担当主任

傍聴者 なし

1 開会

2 会長あいさつ

3 審議、意見、調整事項

第9期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について

会議資料：第9期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【案】

第9期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 介護保険料の改
定について

パブリックコメントの実施結果

第9期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【案】 基本目標8、9について
健康推進部次長(介護保険課長)から説明

委員 地域密着型サービスの整備について、なかなか増えないと聞いている。
整備計画に記載されている数が上限ということか？

所管課 事業者から市に整備についての相談があったもののうち、具体的に設
置の見通しが立っているものについて9期計画に記載した。計画に記載
がないからと言って、施設整備を市が制限しているわけではない。9期
計画の中の具体的な施設整備の上限は介護給付費の見込量にて金額と人数
で示している。

会長 これまで市内の待機者は一定数しかいないという説明を受けていた
が、9期計画の中に特養を100床整備することについて、整備に至った経
緯を教えて欲しい。

所管課 県が整備計画に基づいて狭山市を含む西部地区に特養 200 床を増床する予定で公募を行ったところ、狭山市内で 100 床を整備したいという法人があった。市内には介護付き有料老人ホームが複数整備されているが、昨年の 8 月時点でおよそ 200 人いた特養の入所待機者の現状を踏まえ、県に対して意見を具申した。

会長 狭山市内にある特養にも近隣市の住民はいる。市内の特養に入所している狭山市の住民の比率はどのくらいか？

所管課長 市が補助金を出しているときには「入所者の 8 割以上は狭山市民とすること」を義務付けていたが、現在は 7 割ぐらいである。なお、住所地特例制度により、特養のある狭山市に住所を置いているが、保険者は他市のままという方については当市の給付費の負担はない。

委員 ユニット型だと入所者を広域に広げないと埋まらない現状にある。これで 100 床増えるとなると空床が目立つのではないかという懸念がある。また、ユニット型特養を運営するとなると最低でも職員が 60 名以上必要になる。介護人材の確保が懸念される。

介護人材の確保について、県は高校生の職場体験や I C T 機器の導入のための補助金などに取り組んでいるが、市独自の取り組みはあるか？

所管課長 市独自の取組は今のところない。介護人材の確保については介護保険サービス事業者協議会と連携して進めていきたいと考えている。

委員 事業者は市内の大学生・高校生だけでなく中学生から職場体験を受け入れている他、職員に対する研修制度の整備などにも取り組んでいる。国がどう考えているかわからないが、国際交流協会等と連携して外国人の介護人材の確保と定着支援も考えていかなければならない。

また、ひとり親の方に対しては、介護職は正社員になりやすいことから生活の安定につながるという点をアピールしていったらどうか。いずれにしろ、今後は市町村間で介護人材の取り合いになる。

所管課長 介護人材の取り合いという点では今回の報酬改定で介護職員に対する処遇改善と併せて東京都は 1 万～2 万上乘せして支給するとのことである。介護職・介護人材の確保策は現在、県を中心に実施しているが、市も情報収集に努めていきたい。

第 9 期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【案】について、前回資料（第 9 期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【素案】）との変更点について

事務局より説明

委員 S C S C（地域学校協働活動）については始まったばかりの活動ではあるが、地域でどのような活動を行い、担い手としてどのような形で高齢者に期待しているかを示して欲しい。

委員 「医療機関及び介護施設等の設備の更新等に対する支援」について、

経年劣化に伴う県の大規模修繕の補助金が終了するとの話もあるが、市から補助金がでると期待しても良いのか？

所管課長 現在の介護保険施設を建て替えもしくは新築することは開発行為であり庁内関連部署との調整・協議が必要なことから、市としてこれらの支援を行う予定である。また、現在の介護施設の多くは旧建築基準法に則って建築されており、新たに立て直すときには現在の建築基準法に則る必要があり、許認可にあたる部分を庁内連携で支援していく。

第9期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 介護保険料の改定について
健康推進部次長（介護保険課長）から説明

会 長 第8期と第9期の介護保険料を比較したところ、低所得者層では第2段階の乗率が上がっている。

所管課長 第8期は市独自の12段階制の乗率を取っていたが、第9期より国の示す13段階の乗率を使用したことによるもの。近隣他市についても同様の改正となる予定である。

委 員 13億の準備基金のうち、12億を取り崩した理由は？

所管課長 新型コロナウイルス感染症の影響により在宅サービスの伸びが著しく、特に認定者数の増加により介護予防給付費が膨れ上がってきた。給付費の増加に伴う介護保険料の急激な上昇を抑えるため、毎年度発生した剰余金からの中から積み立ててきた準備基金を取り崩すもの。ただ準備基金自体を0にするというのも制度の安定的な運用という点から問題があり、1億強残した。

4 その他 次回以降のスケジュールを事務局より説明。

答申については正副会長一任の了承を得る。

5 閉 会

〈終了〉